

## 平成28年10月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 平成28年10月11日(火) 午後3時02分から午後4時04分まで
- 2 開催場所 大山町役場大山支所
- 3 出席委員 (26人)

会長	29番	中川 幸應			
委員	1番	尾崎 幹男	14番	大原 広巳	
	2番	村上 茂夫	15番	高虫 秀樹	
	3番	川上 英章	17番	田中 祥二	
	4番	入江 英之	18番	尾古 礼隆	
	5番	岡田 幸正	19番	片山 良孝	
	6番	田中 喬	20番	高見 昌治	
	7番	前田 繁昌	21番	岸本 耕二	
	8番	岩波 宏承	22番	籠津 文彦	
	9番	枝谷 凱之	23番	黒見 憲治	
	10番	片桐 研二	25番	遠藤 幸子	
	11番	原 祥二郎	27番	森田 信也	
	12番	伊澤 卓司	28番	遠藤 光則	
	13番	徳永 健			
- 4 欠席委員(3人)(16番 馬田 雄一郎、24番 米澤 誠一、26番 吹野 正幸)
- 5 議事録署名委員の決定 (1番 尾崎 幹男、2番 村上 茂夫)
- 6 会務報告(別紙)
- 7 議事日程
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
  - 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について
- 8 報告事項
  - (1) 賃貸借の解約について
  - (2) 農地法施行規則第32条第1項の届出について
  - (3) その他
- 9 その他
  - (1) 平成28年11月定例会の日時について
  - (2) 遊休農地利用意向調査について
  - (3) 遊休農地の課税強化対応について
  - (4) その他

10 農業委員会事務局職員

事務局長	田中延明
主任	山根圭
事務補助員	山根江利子

## 1 1 会議の概要

事務局 そういたしますと、議長にご挨拶をしていただいて開会をしていきたいと思  
います。よろしくお願いいたします。

---

議長 皆さん、こんにちは。本日は秋の農繁作業の大変お忙しい中を、10月の大  
山町定例農業委員会に出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

先月の台風18号並びに異常気象による長雨等の被害に遭われました農家の  
皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。また先月の9月21日には、  
鳥取県農業会議の第6回の常設審議委員会が、倉吉市山根の鳥取県立倉吉  
体育文化会館の二階の小研修室にて開催されました。またその審議委員会の審  
議事項としては、農地法第4条の規定に基づく意見聴取事案について、農地法  
第5条の規定による意見聴取事案について、を審議して承認となりました。続  
いて、協議報告事項として、一番目として、農地を守り活かす地活推進全県運  
動の新展開について、二番目として、農林水産省予算関係、平成28年度補正  
予算、平成29年度概算要求の対応等について、という協議報告事項がありま  
した。以上、鳥取県農業会議の第6回の常設審議委員会の会務報告をさせてい  
ただきました。

つきましては、本日の定例会がスムーズに進行いたしますよう、委員全員の  
皆様のご協力をいただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

---

議長 本日の出席人数の確認でございますが、欠席届が出とる方が16番委員さん  
と24番委員さん、26番委員さん、3名の方が欠席届が出ております。従い  
まして、29名中26名の出席ということでございます。大山町農業委員会会  
議規則第2章第5条によって、委員の過半数の出席にて本日の定例会の会議が  
成立したことをここに宣言をいたします。

続きまして、議事録署名委員の決定でございますが、1番委員さん、よろし  
くお願いをいたします。続きまして2番委員さん、よろしくお願いいたします。

---

議長 続いて4番の会務報告に入ります。事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

### 【会務報告】

- ・(9月 5日) 中山地区農業相談日について。相談件数2件あり。
- ・(9月 9日) 9月委員会案件現地調査について。  
9月定例農業委員会について。  
第2回農業委員会組織改革検討委員会について。
- ・(9月13日) 大山町営農協議会について。
- ・(9月16日) 県農業委員会職員協議会定期総会、研修会について。

- ・(9月21日) 第6回鳥取県農業会議常設審議委員会について。
- ・(9月26日) 大山地区農業相談日について。相談件数3件あり。
- ・(9月29日) 親元就農促進支援交付金事業にかかる研修計画審査会について。  
農林水産関係プラン審査会及び農業経営改善計画認定審査会について。
- ・(10月3・4日) H26農地利用意向調査分担い手機構貸借希望地現地確認について。

議長 はい、ありがとうございます。会務報告の説明が終わりました。ここで皆さんの方で質問等がございますでしょうか。(沈黙)

議長 ないようですので5番の議事日程のほうに入らせていただきます。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。  
番号34番、〇〇〇〇〇〇△△△△-△外1筆、譲渡人、〇〇町〇〇△△△△番地、□□□□さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△△番地、◇◇◇◇さん、こちらは売買でして、〇〇〇〇△△△△-△は10a当たり※※万円、〇〇〇〇△△△△については10a当たり※※万円と伺っております。こちら〇〇〇〇△△△△につきましては、登記地目は原野となっておりますけれども現況は畑でございます。

いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可の要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで現地確認の状況の報告をお願いしたいというふうに思います。34番について2番委員さん、よろしくお願いいたします。

2番委員 はい、2番です。午前中、17番委員さん、7番委員さん、事務局2名と行ってまいりました。〇〇の〇〇〇〇ですけれども、これは家の後ろの畑でして、今年まで作ってあった土地ですんで問題ないと思いました。〇〇地区ですけれども、これは実は去年、一昨年ともう非農地証明を出そうかという土地でございまして、これを◇◇◇◇さんが買ってくれるということで、これで良いんじゃないかということで現在は草刈りがしてありました。売買も良いんじゃないかなと思います。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙) ないようですので、採決のほうに入らせていただきたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決成立いたしました。

議長 続きます。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令15条の規定により審議を求めます。

番号17番、〇〇〇〇〇〇△△△、譲渡人、〇〇町〇〇△△△番地、■■■■  
■さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△番地△◎◎◎◎団地△-△-△△号、◆  
◆◆◆さん。こちらの転用目的は一般住宅です。農地の区分は300m以内に  
駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地ですので第3種農地に  
該当します。番号18番、〇〇〇〇〇△△△、譲渡人、〇〇町〇〇△△△番地、  
■■■■■■■さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△番地、◆◆◆◆さん、こちらも転  
用目的は一般住宅です。農地の区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の  
区域内にある農地ですので第1種農地に該当します。許可の根拠は集落接続に  
なります。次のページから位置図、計画図等を付けておりますのでご覧下さい。  
以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたい  
と思います。番号17番について、17番委員さん、よろしくお願いいたします。

17番委員 はい。17番を17番がご報告をいたします。前件と同様に午前中現地確認  
をしてまいりました。次のページの位置図を見ていただくとよく解ると思いま  
すが、事務局からも3種農地という説明がありました。現地はJR山陰線と町  
道に囲まれた小さい農地、現実的には3筆のようですが、その一画一筆を、町  
道に面した部分を今回の議案として挙がっているということで、言ってみれば  
集落内農地と言いますか、3種農地ということになっておるようでありますの  
で、何ら問題はないという具合に判断をして帰りました。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。続きます。番号18番について、2番委員さ  
ん、現地確認の状況の説明をよろしくお願いいたします。

2番委員 はい、失礼します。18番の図面を見てもらえますでしょうか。18番の図  
面で、場所はですね、部落内の農地です。本人さんと息子さんの譲渡みたい  
な感じですので良いんじゃないかと思いましたが、皆さんの判断をお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。説明が終わりました。ここで皆さんの方で  
何か質問等がございますでしょうか。(沈黙) ないようですので、採決のほうに  
入らせていただきたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決成立となりました。

---

議長 続きまして議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくをお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙) ないようですので、採決のほうに入らせていただきたいと思います。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

---

議長 続きまして議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局 はい、失礼します。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記) 以上です。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙) ないようですので、採決のほうに入らせていただきたいと思います。

議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

---

議長 続きまして、6番の報告事項に入らせていただきます。  
(1)番は賃貸借の解約について、でございます。(2)番は農地法施行規則第32条第1項の届出について、ということでございますので後で見ていただいたら結構かな、というふうに思います。よろしく願いいたします。  
(3)番のその他に入ります。事務局の方で何か。

事務局 【その他】  
・中間管理事業の貸借について。

議長 はい、ありがとうございます。その他のところで皆さんの方で何かございませんでしょうか。(沈黙)

---

議長 そういたしますと、7番のその他のほうに入らせていただきます。  
(1)番、平成28年11月定例会の日時について、でございますが、11月10日、木曜日、午後3時より、場所はここの大山町役場大山支所の第1会議室ということでございます。よろしく願いをいたします。

---

議長 (2)番の遊休農地利用意向調査について、を事務局の説明をよろしく願いをいたします。

事務局 【その他】  
・遊休農地利用意向調査について。

議長 はい、ありがとうございました。皆さん、意向調査に回られる前にもう一回現地確認をしていただいて、その結果で11月末に提出していただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

事務局 すみません。議長。

議長 はい。

事務局 質問があるようです。

議長 えっ。はい、どうぞ。

4番委員 意向確認リストに番地がありますけども、地図のほうには赤いマーカーが付いているのはどういう意味ですか。今、見てみるとちょっと違うんですけども。

事務局 はい。図面についてですけども、ちょっと事前に準備しておりまして色が付いているのが今回の意向調査の対象農地と、後、後程説明させていただきますけども、今年度の課税強化、勧告の対象農地、両方が色が付いています。その勧告対象の農地には赤丸も更に付いておるようですので、普通に色が付いているところが意向調査に行っていただく農地、赤丸が付いているところがもう一つの青の封筒の勧告対象農地ということになります。

議長 それ以外に何か質問が。(挙手あり) はい、どうぞ。

11番委員 11番です。ええとね、今のこの28年課税強化リスト、その中で幹旋済、利用権設定済のやつでも、なんか赤字で書いてあるのは、これはどう解釈したらいいですかいね。

事務局 すみません。課税強化については後程また説明させていただきますのでちょっとその時に、すみません。

11番委員 はい。

事務局 よろしくお願いいいたします。

事務局 【その他】

・遊休農地の課税強化対応について。

議長 今、(3)番の遊休農地の課税強化対応について、ということでございますが閉会後に話しをさせていただきたいというふうに思いますのでご了解をいただきたいというふうに思います。

7番委員 ちょっと、すみません。

議長 はい。

7番委員 ええですか。

議長 どうぞ。

7番委員 先程の説明の中でね、意向確認のところで例えば③を希望したいのに、貸借の判断として×が付いとるというような場合は④番だけしか選択が出来ないんですか。

事務局 そういう部分も含めてご検討をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

19番委員 すみません。

議長 はい。

19番委員 19番ですけども。農地パトロールの集計表を見ますとですね、1号農地が非常に減ってますよね。これで見ると面積でいうと何十パーセント、筆数でいうと85.7パーセントということで非常に減っていますけども、この結果というのは要するに1号農地が普通の農地に変わったのか、あるいは3号農地にまわって最終的に3号農地が非農地証明を出してっていう、そういうかたちの変わりかたをしたのかどういふ結果でこういうふうに変ったのか解りましたら。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、失礼いたします。1号遊休農地が前年と比べてかなり改善されているような数字に見えるという、その原因はというようなご質問だと思いますが、一筆一筆確認をしているわけではございませんが、あくまで事務局が掴んだる大雑把な感覚ということで答えさせていただきますと、勿論、皆さん農業委員さ

んのご努力で遊休農地であったものが貸し借りが成立したり、あるいは再生事業によって農地がきちんと耕作されるような農地になったと改善されたというものもございます。それから、ご指摘があったように昨年度は1号の遊休農地で判断されたものが、今年度の農地パトロールでは、もう1号どころではないというように非農地化していると、3号のほうで挙がってきているようなところもございます。ですので、一概にこの数字だけを見て改善されてきているということではないと。改善されているのと更に遊休化というか荒廃状況が進んだ農地と、二つに分かれているというふうに分析をしております。数字的なことまではまだよく掴んでおりません。だいたいそんな感じだと把握しております。

議長 よろしいでしょうか。

19番委員 はい。

議長 それ以外に何かございますでしょうか。

21番委員 この課税強化と意向確認と、だぶっとるのは両方せないけんか。

事務局 すみません。そのへんも含めて検討会のほうで色々のご説明をしていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長 それ以外で何か皆さんで。

事務局 すみません、失礼します。開会前にもご案内を差し上げておりますが、10月の28日に農業委員さんを対象にした県の研修大会がございます。そのご案内の文書も議案と一緒に送らせていただいております。今日を取りまとめ期限としてお送りしておりますが、まだその出欠表を提出されていない方、後程ご提出をいただきたいというふうに思います。

議長 その他、皆さんの方で何かございますか。(沈黙) そういたしますと、遊休農地の課税強化についてはこの後、閉会後に話しをさせていただくという格好で、従いまして平成28年10月の大山町定例農業委員会はこれにて閉会いたします。どうも、ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 中川 幸應

議事録署名委員 尾崎 幹男

議事録署名委員 村上 茂夫

: 備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。